

笠岡市就学前教育・保育施設 再編整備計画

令和 8 年 9 月

笠 岡 市

目 次

I	「就学前教育・保育施設再編整備計画」の策定にあたって	1
1	基本的な考え	1
2	民間活力の積極的な活用	3
3	公共施設等総合管理計画との整合	3
II	公立教育・保育施設の再編整備計画・スケジュール	4
	○中央部エリア	5
	○東部エリア	6
	○西部エリア	7
	○南部エリア	8
	○北部エリア	9
	○島しょ部エリア	10
	■計画スケジュール一覧	11
III	計画の推進	12
	用語等の解説	13

参考資料（別冊）

I 「就学前教育・保育施設再編整備計画」の策定にあたって

1 基本的な考え

笠岡市では、平成 31（令和元）年 3 月に「就学前教育・保育施設再編整備計画」を策定し、「適正な集団規模の確保」、「公立施設の適正な配置の検討」の方針のもと、公立保育施設（公立就学前教育・保育施設。以下同様）の幼保一体化に取り組み、全体で 18 園あった幼稚園・保育所を令和 6 年度から陸地部を認定こども園 6 園、島しょ部を幼稚園 1 園に再編したところである。

しかし、全国的にも少子化が深刻となっている中、本市においても予想を超える出生数の減少により就学前教育・保育施設への入所児童が減っており、一部の施設で「適正な集団規模の確保」の観点からは課題を有している。

また、女性の社会進出等も影響し、延長保育、一時預かり、休日保育等、保護者の保育ニーズは益々多様化しており、受け皿としての教育・保育施設の役割も重要となってきた。

こうした市域の就学前教育・保育施設の配置状況や保育需要等について勘案しながら、私立保育施設（私立就学前教育・保育施設。以下同様）の配置状況を考慮しつつ、今後の公立の就学前教育・保育施設の再編整備について改めて検討することとした。

（1）適正な集団規模の確保（前回計画を継承）

幼稚園、保育所等の就学前教育・保育施設は、こどもたちが初めて集団生活を体験し、その生活の中での友だちとの関わりを通して自分と違う考えや個性に出会い、様々な経験を積みながら共に成長するなど、生涯にわたる人間形成の基礎を培う経験を重ねる大切な場所である。

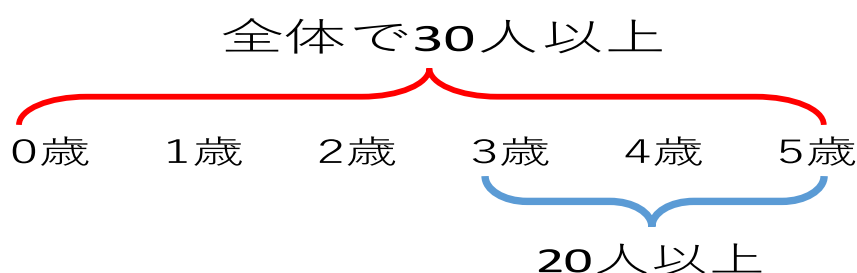
そのためには、発達段階に応じた適正な規模を確保し、同年齢、異年齢などによる多様な集団活動を営むことができる場を提供していくことが必要である。

本市では、全国的な傾向と同様に、就学前児童数は減少してきており、出生率の低下などにより今後さらに減少幅が大きくなることが見込まれている。そのような状況の中で公立幼稚園、公立保育所の適正な集団規模については、幼稚園では笠岡市教育審議会答申（平成 21 年 12 月 18 日）の中で、「社会性、集団性の教育的見地から、1 学級あたりの望ましい人数は、5 人以上である」と示されている。また、保育所では、「保育所の利用定員は 20 名以上」（平成 26 年 4 月 30 日「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」）とされている。

また、平成 23 年に文部科学省委託事業として、（社）全国幼児教育研究協会が実施した「幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究」報告書では、全国の園長・教諭への意識調査から、3 歳児以上の児童において、教員が考える「望

ましい1学級の人数」を記載している。その中で、「発達段階を考慮すれば、3歳児には基本的な生活習慣を個々に身につけさせることが、まず優先される。また、4・5歳児は友だち関係が徐々に広がり集団を形成して生活ができるようになっていく。こうした発達の過程を考慮すれば、3歳児は20人以下、4・5歳児は20人以上、特に5歳児は25人以上が望ましい。」とまとめている。

これらのことや本市の状況を考慮し、就学前のこどもたちの心身の発達のために、よりふさわしい集団規模の確保の観点に鑑み、幼保一体化を図る認定こども園については、満3歳以上の児童は20人以上、全体で30人以上を基準に整備していくこととする。



(2) 公立保育施設・私立保育施設の現状

本市には、公立幼稚園1園、公立認定こども園6園、私立保育所1園、私立認定こども園8園がある。さらに事業所内保育所が3か所設置されている。

私立保育所、私立認定こども園については、定員充足率は約8割となっており、市内の就園児童全体の4分の3を占めるなど、今後においてもその役割が十分期待されている。

また、公立認定こども園については、市の中心部に位置している施設と、周辺部に位置している施設があるが、それぞれの地域の中で保育需要に応える役割を担っている。しかし、全体的に就園児童の減少が続く、一部の施設においては、集団規模の確保が難しい状況となっている。

さらに、公立幼稚園については、北木西幼稚園1園となっているが、令和8年度に休園中となっている。

(3) 公立保育施設の役割

公立保育施設の役割として次のことを認識し、関係機関と連携しながら、計画的、安定的に教育・保育及び子育て支援施策等を展開する。

①園区がない市内全域に教育・保育及び子育て支援施策を安定的に提供する役割

ア 私立保育施設がない地域で就学前教育・保育の安定的な実施

イ 子育て支援等の市の施策に関わる関係課、関係機関との密接な連携

②国、県の施策を先導的に試行する役割

ア 架け橋プログラム 乳児等通園支援事業 こどもまんなか社会 等

イ 新しい施策の運営上のルール策定及び周知

ウ 文部科学省、岡山県教育委員会関係の施策等への対応

③こどもや保護者のセーフティーネットとしての役割

ア 支援が必要な児童の受入と支援

イ 支援が必要な家庭への対応

ウ 医療的ケア児等他の公的機関との連携や特別な予算措置が必要な児童の受入公立施設の適正な配置の検討

2 民間活力の積極的な活用

本市では、就学前教育・保育サービスの提供に関して、私立保育施設は、全体の就園児童の4分の3を占めており、通常の保育事業だけでなく延長保育や休日保育等において、また、地域の子育て支援拠点としてその一角を担うなど、就学前教育・保育施設として果たしている役割は大きいといえる。

これらの現況等を踏まえ、私立保育施設のこれまでの役割を再確認するとともに、私立におけるアイデアと工夫を凝らした教育・保育の充実と向上への意欲的な取組を支援し、今後も私立と公立との連携に努め、市域全体の就学前教育・保育の一層の充実を図るものとする。

3 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、多様な行政需要に対応するため、学校、保育所、公民館、市営住宅など、多くの公共施設を建設してきた。しかし、少子・超高齢社会の進展や人口減少社会を迎える中で、高度成長期からバブル期にかけて整備されたこれらの公共施設は、今後、一斉に老朽化し、建替等が集中することとなり、財政の圧迫が懸念されている。

このことから、本市では、平成28年6月(令和5年5月改訂)に、今後の適正で財政的にも持続可能な公共施設の運営方針を示した「笠岡市公共施設等総合管理計画」を策定した。

この計画では、市民や利用者、さらに安全・安心で質の高い施設サービスを提供するとともに、公共施設の利活用の促進や集約化を図って持続可能な財政運営を継続し、将来を見据えた公共施設の最適化を推進していくよう示している。

その中で、学校等のハコモノ施設について、財政状況や人口減少に応じて施設総量を縮減するとともに、新規整備を抑制し、施設の複合化と運営の効率化を推進することを方針とし、次の3つの原則を定めている。

① 財政状況や人口規模に応じた施設総量の縮減

② 新規整備の抑制や費用対効果を考慮した更新

③ 施設の複合化や効率的な運営の推進

本再編整備計画においても、公共施設等総合管理計画との整合を図るものとする。

Ⅱ 公立就学前教育・保育施設の再編整備計画・スケジュール

本市の就学前教育・保育施設は、それぞれの園区について特定エリアを設定せず、市内全域としているため、利用者のニーズや利便性等に応じて、自由に通園施設を選択することが可能である。これを基本としつつ公共施設の配置について、市域を地理的、地域性、就学前児童数及び小・中学校区を考慮して、陸地部の5つのエリアと島しょ部エリアに分け、再編整備を進める。再編整備にあたっては、各エリアにおいて教育・保育の利用見込みや私立保育施設の配置状況を踏まえ、既存施設の就園児童数とその受け皿となる施設の面積等を念頭に置き、現在ある公立保育施設を6園から4園に再編することとする。

また、計画期間としては、2026年度（令和8年度）から2031年度（令和13年度）までの6年間を目途として、実施するものとする。

西暦（年度）		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
令和（年度）		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
笠岡市	総合計画	第7次(H30～R7)						第8次(R8～15)					
	子ども・子育て支援事業計画	第2期(R2～6)				第3期(R7～11)					第4期		
	就学前教育・保育施設再編整備計画	前回計画(R元～6)					今回計画(R8～13)						

中央部エリア

◇エリアのこども数・就園児数 令和8年4月1日現在

(単位：人)

年齢	こどもの数	公立		私立					就園計	就園率(%)
		にじいろ認定こども園 (旧笠岡幼)	ひまわり認定こども園 (旧富岡幼)	若竹こども園	まやこども園	富岡保育園	和光みらい園	笠岡認定こども園		
0歳	103	—	2	0	0	1	11	2	16	15.5
1歳	77	—	3	5	11	2	13	7	41	53.2
2歳	110	—	4	13	15	6	25	13	76	69.1
3歳	112	2	12	8	17	9	29	14	91	81.3
4歳	107	3	16	12	19	5	28	15	98	91.6
5歳	133	3	10	20	19	10	42	17	121	91.0
合計	642	8	47	58	81	33	148	68	443	69.0

※就園児数は、エリア外の居住者も含む。

【スケジュール】

施設名	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)	2030年度 (R12年度)
にじいろ認定こども園 (旧笠岡幼)	R6～にじいろ認定こども園【幼保連携型】					閉園	
ひまわり認定こども園 (旧富岡幼)	R4～こども園	R6～ひまわり認定こども園【幼保連携型】					

方針

- ひまわり認定こども園（旧富岡幼稚園）は、令和7年度に新築移転した以降、3歳未満の受入を開始し、隣地である中央小学校との連携をはじめ、中央部の公立保育施設の拠点として集団確保を図る。
- にじいろ認定こども園（旧笠岡幼稚園）は、適正な集団規模の確保が難しくなっていることから、2028年度（令和10年度）末に閉園し、2029年度（令和11年度）からひまわり認定こども園に統合する。
- 中央部エリアにおけるこどもの教育・保育需要は、ひまわり認定こども園、私立の認定こども園（4園）・保育所（1園）の活用により対応する。

東 部 エ リ ア

◇エリアの子ども数・就園児数 令和8年4月1日現在
(単位：人)

年齢	子どもの数	私立	就園計	就園率 (%)
		つばくろ 認定 こども園		
0歳	15	1	1	6.7
1歳	11	16	16	145.5
2歳	21	22	22	104.8
3歳	16	21	21	131.3
4歳	23	20	20	87.0
5歳	25	21	21	84.0
合計	111	101	101	91.0

※就園児数は、エリア外の居住者も含む。

方 針

○東部エリアにおけるこどもの教育・保育の需要は、私立の認定こども園（1園）及び隣接する中央エリアの私立保育施設・公立保育施設の活用を図り対応する。

西部エリア

◇エリアのこども数・就園児数 令和8年4月1日現在 (単位：人)

年齢	こどもの数	公立	私立			就園計	就園率(%)
		おひさま認定こども園 (旧城見保)	金浦認定こども園	新川こども園	太陽の森認定こども園		
0歳	22	1	0	1	2	4	18.2
1歳	22	7	0	6	5	18	81.8
2歳	39	12	5	13	10	40	102.6
3歳	33	13	0	18	12	43	130.3
4歳	47	17	8	15	15	55	117.0
5歳	43	10	2	17	17	46	107.0
合計	206	60	15	70	61	206	100.0

※就園児数は、エリア外の居住者も含む。

【スケジュール】

施設名	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)	2030年度 (R12年度)
おひさま認定こども園 (旧城見保)	R6～おひさま認定こども園【幼保連携型】						

方針

- 西部エリアのこどもの教育・保育需要は、おひさま認定こども園（旧城見保育所）、私立認定こども園（3園）の活用を図り対応する。
- おひさま認定こども園（旧城見保育所）は、施設が老朽化しているため必要な修繕等を行いながら、保育のニーズに対応する。

南部エリア

◇エリアのこども数・就園児数 令和8年4月1日現在
(単位：人)

年齢	こどもの数	公立	就園計	就園率(%)
		青空認定こども園 (旧神島保)		
0歳	8	1	1	12.5
1歳	7	5	5	71.4
2歳	10	8	8	80.0
3歳	8	9	9	112.5
4歳	11	10	9	81.8
5歳	7	13	13	185.7
合計	51	46	46	90.2

※就園児数は、エリア外の居住者も含む。

【スケジュール】

施設名	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)	2030年度 (R12年度)
青空認定こども園 (旧神島保)	R2～青空認定こども園【幼保連携型】						

方針

○南部エリアのこどもの教育・保育需要は、青空認定こども園（旧神島保育所）及び隣接する中央・西部エリアの私立保育施設・公立保育施設の活用により対応する。

北部エリア

◇エリアのこども数・就園児数 令和8年4月1日現在
(単位：人)

年齢	こどもの数	公立		就園計	就園率(%)
		あやめの杜認定こども園 (旧吉田保)	みのり認定こども園 (旧北川保)		
0歳	7	1	0	1	14.3
1歳	20	9	5	14	70.0
2歳	12	7	1	8	66.7
3歳	7	6	0	6	85.7
4歳	13	5	3	8	61.5
5歳	17	8	6	14	82.4
合計	76	36	15	51	67.1

※就園児数は、エリア外の居住者も含む。

【スケジュール】

施設名	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)	2030年度 (R12年度)
あやめの杜認定こども園 (旧吉田保)	R6～あやめの杜認定こども園【幼保連携型】						
みのり認定こども園 (旧北川保)	R6～みのり認定こども園【幼保連携型】						閉園

方針

- みのり認定こども園（旧北川保育所）は、適正な集団規模の確保が難しくなっていることから、2029年度（令和11年度）末に閉園し、2030年度（令和12年度）からあやめの杜認定こども園（旧吉田保育所）へ統合する。
- あやめの杜認定こども園（旧吉田保育所）は、施設の老朽化が著しいため、必要な修繕等を行いながら、北部の拠点として保育ニーズに対応する。
- 北部エリアのこどもの教育・保育需要は、あやめの杜認定こども園（旧吉田保育所）及び隣接する中央エリアの私立保育施設により対応する。
- 井笠管内、備後圏域で締結した広域入所の相互利用を積極的に活用し、勤務地等による保育ニーズへ対応する。

島しょ部エリア

◇エリアのこども数・就園児数 令和8年4月1日現在
(単位：人)

年齢	こどもの数	公立	就園計	就園率 (%)
		北木西幼稚園		
0歳	1	－	0	0.0
1歳	0	－	0	0.0
2歳	0	－	0	0.0
3歳	1	0	0	0.0
4歳	0	0	0	0.0
5歳	0	0	0	0.0
合計	2	0	0	0.0

※就園児数は、エリア外の居住者も含む。

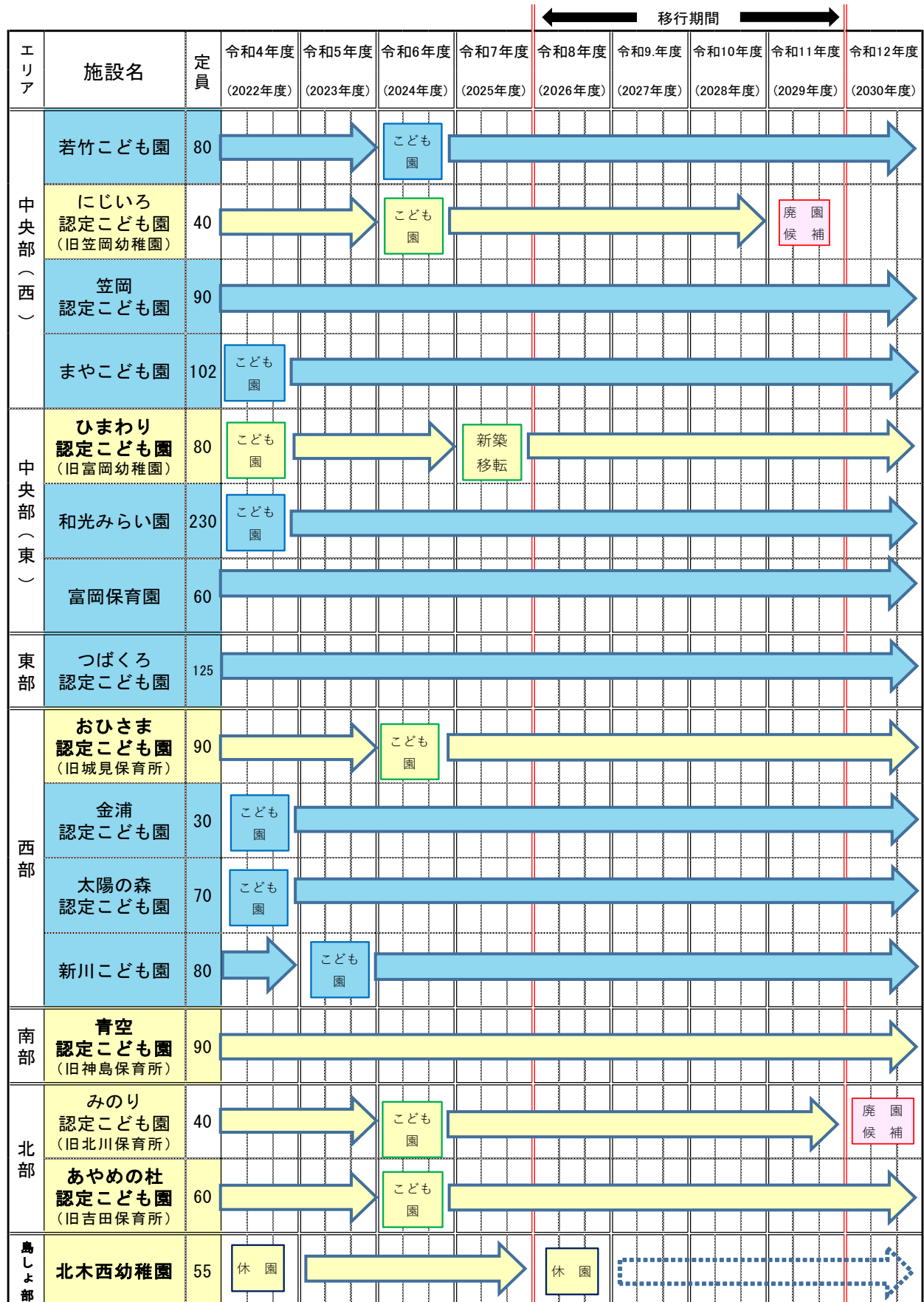
【スケジュール】

施設名	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)	2030年度 (R12年度)
北木西幼稚園	R5～再開		R8～休園				

方針

- 北木西幼稚園は、今後のこども数の推移を見る中で休園とする。
- 島しょ部におけるこどもの著しい減少の中で、今後のこどもの教育・保育の需要に対して、民間活力による島しょ部への認可外保育施設の設置や活用等を検討する。
- このほか、陸地部の施設への通園に対する「離島未就学児通所支援事業補助金」による交通費助成制度の活用を図る。

就学前教育・保育施設の見直しスケジュール(エリア別)



Ⅲ 計画の推進

1 今後の認定こども園の運用

- 閉園を予定している施設の入園募集は、閉園予定年度の前年度までとする。
- 閉園を予定している施設の入園については、閉園により、卒園前に転園となる状況が生じることも含め、保護者の判断に委ねることとする。
- 在園児童が3年連続して15人未満となる場合は、休園措置を検討する。
- 再編後も存続する施設については、こどもが安全安心に過ごすことができる環境を確保するため、空調整備や駐車場整備など利便性の向上に係る施設改修や長寿命化工事等を、各園の実情に応じて検討することとする。

2 関係機関等との連携

質の高い就学前教育・保育の提供及び子育て支援事業の実施においては、教育や福祉、保健・医療など、幅広い分野に関わることから、市長部局の関係部署や教育委員会との連携はもとより、小学校・中学校、私立保育施設をはじめ、保健所や医療機関など、市内にある関係機関との連携に努める。

3 計画の管理・見直し

本計画策定後においては、関連計画である「笠岡市こども・若者みらいプラン（笠岡市こども計画）」との整合を図るとともに、今後の出生数や教育・保育の利用見込みなど、社会環境の動向を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行い、適切な計画の推進に努める。

用語等の解説

○教育・保育の支給認定

子ども・子育て支援法（平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴い、「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」、「小規模保育等」の教育・保育を利用するこどもについては、次の 3 つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて教育・保育給付が行われます。

・ 1 号認定こども

… 満 3 歳以上の小学校就学前のこどもであって、2 号認定以外のもの（法第 19 条第 1 項第 1 号） ⇒ 【利用施設：幼稚園，認定こども園】

・ 2 号認定こども

… 満 3 歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難なもの（法第 19 条第 1 項第 2 号）

⇒ 【利用施設：保育所，認定こども園】

・ 3 号認定こども

… 満 3 歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難なもの（法第 19 条第 1 項第 3 号）

⇒ 【利用施設：保育所，認定こども園，小規模保育等】

○「認定こども園」とは？

認定こども園は、保護者や地域の多様化するニーズに応えるために設けられたもので、小学校就学前の教育・保育を一体としてとらえ、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設です。また、認定こども園に通っていないこどもに対しても、子育て相談などの子育て支援を行います。

○「認定こども園」 4 類型

幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地域裁量型 認定こども園
幼稚園機能と保育所機能の両方を併せもつ単一の施設。	幼稚園が、保育が必要なこどものための保育時間を確保するなど保育所機能を加えた施設。	保育所が、保育が必要なこども以外のこどもを受け入れるなど幼稚園機能を加えた施設。	幼稚園、保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を果たす施設

○「認定こども園」のメリットは？

- 3 歳以上のこどもは、保護者の就労の状況等に関わらず、どの子も教育・保育と一緒に受けることができ、幅広い交流ができます。
- 保護者が就職したり、退職したりしても、退園することなくそのまま通い慣れた園を続けて利用することができます。
- 育児相談などの子育て支援の場が用意されており、地域の子育て支援を行います。